

第6号議案

豊後大野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

豊後大野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年2月25日 提出

豊後大野市長 川野文敏

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）の一部改正に伴い、所要の整備を行う必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年豊後大野市条例第129号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。